

# チューダー期イギリス法史学史覚え書

——十七世紀イギリス憲法史における法の連続性の問題に関連して——（その一）

佐々木 信

## 序 本稿の試みについて

イギリス法史における所謂「歴史的連続性(historical continuity)」の問題が、法史学方法論における所謂「連続性」の理論乃至は概念(Kontinuitätsbegriff)に関する問題として考察されるべきことは、ここに改めて説く必要はないであろう。<sup>(1)</sup>ただ、イギリス法史研究において注目すべきことは、イギリス法発展の諸段階のうちで、コモン・ロー形成期以降の諸段階における法の歴史的連続性の問題は、法の形成・適用の技術的諸段階を包摂して考えられるコモン・ロー的法律観に内在するといえるコモン・ロー法律家の歴史主義ともいべき特殊の歴史主義を抜きにしては考えられないということである。また、この特殊の歴史主義が、問題解決にあたって依るべき過去の法をあきらかにする筈の、<sup>(2)</sup>ほかならぬイギリス法史研究をすら支配してきたことも忘れてはならない。

みぎに述べたことは、すくなくともコモン・ロー成立以降のイギリス法の歴史的連続性Ⅱ連続性の問題が、中世法

において際立っていたと考えられている古法継承の思想、あるいは法政策、あるいは、過去・経験というものについて、習性的帰依、またはより漠然たる意味での歴史主義的理念といった普遍的精神状況によってはすくなくとも画一的には説明されないということにほかならない。のみならずまた、この問題の考察にあたっては、むしろ、みぎに述べた特殊の歴史主義の解明を主軸におくべきことすら考えられるのである。

以上の考えは、たとえば、つぎのように具体化乃至個別化することができるであろう。すなわち、まず、歴史的継続性・連続性問題が格別に興味深く考察される法発展としては、十七世紀におけるイギリス憲法の発展が回顧される。<sup>(3)</sup>この発展においては、コモン・ローの維持あるいはコモン・ローを通じて、というかたちで、いわゆる中世法的諸要因が近代的法発展のうちに組み込まれ、法の変革は、基底的な社会・経済機構の変動にもかかわらず、コモン・ローと称される中世的な法の近代への適応化、法の断絶することなき順応が際立っていた。つぎに、さらに、このほかならぬ法の継続の現象がヨーロッパ諸国に比較して際立っているために、特殊の存在として認識され、多くの論稿を生み、また、その総合の試みもなされてきたわけであったといえるであろう。<sup>(4)</sup>

しかし、以上の二つことにたいし、これらの試みにあつては、たとえば、法と歴史への依拠がこの時期の憲法史の特徴であるとするイギリス憲法史における一般的認識にたいし、概して、法あるいは経済の面からの解明の試みにおいて際立ったといえるし、これらの試みは、もちろん、当然に正当に評価されるであろう。そして、これにたいし、イギリス法の発展における法と歴史への依拠ということとは、べつに、さきに示した特殊の歴史意識の存在を考へるならば、この特殊の歴史主義への依拠ということからも説明し得るともいえるわけで、この特殊の歴史主義の存在の解明が、

いわば法学的に、あるいは経済史的に構成された多様な試みにたいし、何事かをなし得ると考えられるわけである。

本稿は、以上の考えのもとに、当時のイギリスにおいて、みずからの過去がどのように考えられてきたか、どのように記述されてきたか、この当時のいわばイギリスについての歴史記述はどんな性格をもち、それがコモン・ローの発展について考えられるべき、本稿のいわゆる特殊の歴史意識にたいしかなる土壌を形成したかという手順をもって、ことを考察することの可能性を念頭におき、最近、急速にすすめられてきた基礎的研究のなから、そのための若干の手懸りを示そうとするものである。そして、これによって、本稿のいわゆる特殊の歴史意識をさしあたりその周辺から浮彫りにし、イギリス法史における歴史的継続性乃至は法史学における法の「連続性」理論の問題の考察への一助を心懸けようとするものである。

つぎに、本稿の方法についてその前提となるべき事柄について若干の一般的説明を試みておきたい。もともと、「十七世紀憲法史」という言葉は、イギリス憲法史にあっては、イギリス法史諸発展のうちでもっとも関心がそがれた法発展を国家構造の推移を見るところから捕捉したときの、その理念と方法とを示す言葉であり、その言葉のもとで、イギリス近代デモクラシーがその形式と実質を得た十七世紀的諸発展が、とくに、憲法史として示されるであろう。そして、その故にこそ、「十七世紀憲法史」は多様な分野における研究を背景とせざるを得ず、これを逆にいえばイギリス「十七世紀憲法史」は、まれにみるほどの開かれた研究対象であったわけである。

しかし、「十七世紀憲法史」は、いうまでもなく、宗教改革すなわち、ピューリタン革命の歴史でもあり、この点においても、単にイギリス憲法またはイギリス憲法の発展に局限されたかたちで理解されるべきものではない。「十

七世紀憲法史」は、たしかに、ミルトン (J. Milton) の時期の發展史であり、その意味では、ヨーロッパ的規模で考えられるべき宗教改革の特殊イギリス的現象としてもまた理解されるべき対象なのである。

ところで、一般に、ヨーロッパ・ルネサンスならびにヒューマニズム・宗教改革が促進したと考えられる学問分野に、ルネサンス的法学から派生したと考えられる法の歴史研究ならびに同様な發展をみせた文献学的古事学的研究から生ずることになる歴史研究があった。そして、そこから、とくに宗教改革運動に触発された国民的歴史研究が育つたことは、すでに十分に示されたことである。われわれは、この進展を示す典型として、たとえば、フランスにおけるフランソワ・オトマン (François Hotman) を知るわけである (本稿後述七三、八六頁参照)。しかも、法史学史上、オトマンはひとり孤影を宿しているわけではなく、国民的歴史研究は、封建法あるいは非ローマ的地方法 (ヨーロッパ土着法)、慣習法の研究として、フランス、オランダ、スコットランド、イングランドに多くの人材を得たのであった (Legal Nationalism)<sup>(6)</sup>。

みぎにのべた發展は、法史、憲法史という局限された領域における歴史構想のみならず、これらを包含した近代フランス史あるいはイギリス史の構想の發展と関連するものであり、殊に、イギリスにおいては、当時のこの国に見られた反ローマ的、あるいは対ヨーロッパ的国家意識からのイギリス史の構想を際立たせる發展とみることができであろう。すなわち、やや大胆に言えば、本稿のちに示すように、イギリス法史、イギリス憲法史乃至はイギリス史は、中世においては、それなりに普遍的としてみられるという意味でローマ的、ヨーロッパ的に構成されたのであったが、これにたいし、みぎの發展に含まれ、あるいは併行して試みられるイギリス史は、その觀念ならびに方法について、

次第に、イギリス史的個性を帯びてくるであろう。そして、この発展が、実は、本稿が「十七世紀憲法史」についていう特殊的历史意識の基盤であったと考えられるわけである。また、「十七世紀憲法史」のトレーガーが清教徒僧職とコモン・ロー法律家の連合とこれにたいする支持者達であり、かれらの思想的指導理念のひとつが、コモン・ローという言葉で示される特殊的历史意識というメンタリテイであったとすれば、このようなことを可能ならしめた重大な要因のひとつが、みぎにのべたように発展してきたイギリス史であったのである。

本稿は、みぎに述べた意味で理解されてきたイギリス史の構想ならびに、これと不可分の関係にあるコモン・ロー的特殊的历史主義の学問的・法史的の正しさについては、いうまでもなく、疑念をはさまないというわけではない。しかし、これらの實際の発展・展開の過程において、真の歴史研究・イギリス法史研究が生まれなかったわけではないとする今日のイギリス法史論の結論について、十七世紀憲法史における法の連続性の問題に関連して格別に、その逆説的な意味に惹かれるものがあるとみるものである。

本稿の記述は、その範囲を、ひとまずチューダー朝における事象に限定し、<sup>(8)</sup> 一、チューダー朝の歴史家達 二、チューダー朝「英国史」観 三、Antiquarian Society・そのコモン・ロー的色彩 四、「歴史的」コモン・ロー観ならびに議会派の歴史理論 と続ける予定である。

(1) いわゆる「歴史的連続性」の方法論的問題については、世良晃志郎「歴史学方法論の諸問題」一九四頁以下参照。イギリス法の歴史的 성격の諸相については、拙著「イギリス法学講義」(上)五四頁以下。

(2) ここでは、あえて、マックス・ウェーバー流の法社会学的解釈ならびに英米政治思想史の分野における成果に触れない。Maitland, *Why the History of English Law is not written*, *The Collected Papers of Frederic Maitland*, Vol. 1. pp. 480—487; D. J. Boorstin, *Tradition and Method in Legal History*, 54 Harv. L. R., pp. 424—436; Holdsworth, *The Historians of Anglo-American Law*, Chaps. I—II; Plucknett, *Legal History in England*, J. S. P. T. L. (n. s.), Vol. II, pp. 191—200.

(3) イギリス法史における歴史的継続性の問題は、コモン・ロー形成期ならびに十五・六世紀についても考えられてきた。この点については、拙著・前掲・六五頁以下、ならびに同六九頁以下、方法論的には、林深山「イギリス法史の起点をめぐって——法の歴史的研究の意義に関する覚え書き」(学院院法部研究年報4所収)、十五・六世紀については、主として、メイトラント、ホールズワースによった拙著・前掲・七三—八一頁を参照されたい。なお、ローマ法学との関係については、下記の文献が近時の研究を代表するものと考えられるが、これらについては、べつに所を得て検討したい。Elton, G. R., *Political Creed of Thomas Cromwell*, T. R. H., 5th Ser., Vol. 6 (1956), 69—92; Bell, E., Maitland: A Critical Examination and assessment, 1965, pp. 131—6; Thorne, S., *English Law and the Renaissance*, in *Atti del Primo Congresso Internazionale della Societa italiana del Diritto, La Storia del Diritto nel Quadro delle Science Striche* 437(1966); B. P. Levack, *The Civil Lawyers in England 1603—1641/A Political Study*(O. U. P., 1973).

(4) この点に関するわが国法学分野における最近の注目すべき仕事としては、戒能通厚「司法国家制の歴史構造——近代イギリス統治構造・序——」(社会科学研究第二四巻第5・6合併号所収)、森 正「イギリス憲法史と「連続性」史観」(名古屋大学法政論集第五五巻所収)、石井幸三「コウクの法思想——イギリス近代法思想史研究(一)」(阪大法学第九二号所収)がある。

(5) たとえば、Chrimes, S. B., *English Constitutional History*(4th ed., 1967, Rep. 1973), pp. 49, 100—102 を参照されたい。

(6) この節の部分および「イギリス」Cambridge Modern Hist. iii, Chap. II; Maitland, *English Law and the Renaissance—チューダー期イギリス法史学史覚え書*(佐々木)

ce; Holdsworth, *History of English Law*, Vol. IV が今日までの基準的説明を手とつねる。なお Hazeltine, *The Renaissance and the Laws of Europe*, Cambridge Legal Essays(1926); Fussner, F. S., *The Historical Revolution, 1580—1640*(London; Routledge and Kegan Paul, 1962); Kendrick, T. D., *British Antiquity* (Methuen; London, 1950, 1970); Pocock, J. G. A., *The Ancient Constitution and Feudal Law. A Study of English Historical Thought in the Seventeenth century* (The Norton Lib. N. Y. 1957), Mckisack, M., *Medieval History in the Tudor Age*(Clarendon Press, 1971); Franklin, J. H., Jean Bodin and the Sixteenth-Century Revolution in the Methodology of Law and History (Columbia U. P., 1961); Kelley, D. R., *Foundations of Modern Historical Scholarship: Language, Law, and History in the French Renaissance*(Columbia U. P., 1970) 等がとりもたずな参考文献である。イギリスについては、Kendrick, Pocock の著書が基本的であろうか。

- (7) フランスにおける近代フランス史、もしくは、反ローマ的国民的歴史研究の発端は、ヒューマンズムあるいは宗教改革運動の渦中にこれを見ることができ、いわゆる憲法史の領域についてこれを見るならば、宗教戦争の過程にあつて鮮明なかたちをとった、当時のいわゆる Historical Constitutionalism の主張、および、その内容としての法史学的意味におけるゲルマニズムの主張の学問的ならわれとしてもまた、これを見ることができると考えられている。イギリス憲法史についてのこのような見方は、たとえば、Gooch, G. P., and Laski, H. J., *English Democratic ideas in the Seventeenth Century*(1898, 1927, 1967-Rep.), p. 9 *ets* に明らかに表示されている。なお、この条、Kelley, D. R., *Foundations of Modern Historical Scholarship: Language, Law, and History in the French Renaissance*(*supra*), p. 201 *et s.* 参照。本稿は、イギリス史・イギリス法史についてもこのような考え方を妥当な考え方としてみる。フランスの場合については本稿八六頁所掲参照。

- (8) この限定は、十七世紀における歴史研究がその一世代前に醸成されたと考えられること、また、その歴史研究発展の厳密な時代区分は、実質的には無理ではないかということから敢えてなしたものである。なお本稿では、チューダー朝以前のイギリスにおける、とくに、ルネサンス的事象、たとえば歴史研究を推進せしめたと考えられているヒューマンズムのイギリ

スにおける發達史に關しても、同様の考慮がなされる。しかし、この發達事情に關しては、この考慮とはべつに、これを獨立の扱いとなすべき理由もないわけではない。この發達は、本来より深く中世に属せしめようと考えられるためである。この点、詳細には、Weiss, R., *Humanism in England during the Fifteenth Century* (1st ed., 1941, 3rd ed. 1967) の扱いを参照されたい。なお、憲法史については、Chrimes, S. B., *English Constitutional ideas in the Fifteenth Century* (1936, 1965) の扱いを参照されたい。

## 一 チューダー期の歴史家達

〔一〕 かつてメイトランドは十七世紀前半をイギリスの法学者精神の英雄的時代と呼んだ。<sup>(1)</sup>メイトランドは、このとき、歴史的断絶のないイギリス法にふさわしい法史研究という観点から同時代のイギリス法史的諸業績を回顧し、その進展を讃えたのであった。<sup>(2)</sup>

メイトランドの讃辞の対象となった諸業績が歴史著作ではなくて、その当時における法学著作であったとするかぎりにおいて、メイトランドの讃辞は、イギリス法学に關するかれのイメージを示してくれるし、反面、それはそれでイギリス法史学本質論的関心をよぶ。しかし、それにもかかわらず、メイトランドの讃辞は往時の法史研究の進展にたいして述べられたのであり、かれは、十七世紀前半にかれの考える真のイギリス法史研究への基礎が形成されたとみたのであった。

このメイトランドの、いわば法史学史的回顧にたいし、今日における史学史研究は、本稿「序」にのべたようにしてメイトランドおよびかれ以後のイギリス法史家があげる諸業績による研究進展を、歴史研究一般の進展に組み入れて



理解すべきものとして考察せしめる。<sup>(3)</sup>このことは、つぎのようにして、きわめて重要である。すなわち、本稿これから示すように、十七世紀前半迄には、イギリスにおける歴史研究は、とくにチューダー期を通じて、法史研究と一般的にいうイギリス史研究とはわかちがたかったという事情を含めて、いわば特殊的イギリス的發展を続けていたからである。すなわち、イギリスにおける近代的歴史研究の發展は、もともと、ヨーロッパ近代史學の發展をみたといわれる十六世紀ヨーロッパ・ルネサンス期あるいはヒューマニズムの一現象として説かれる歴史研究に觸發されて發足したとみられている。この点を証する事例が外来の歴史家ヴァージル・Polydore Vergil の事例(後述)であったと考えられる。これにたいし、イギリスでは、ほぼ同じ頃、同じ事情のもとで、以後の伝統を形成することになる国民的歴史研究もなされるであろうし、これについては、リーランド・John Leland の事例(後述)があげられるであろう。そして、後者の傾向が直接、間接の後継者ならびにその時宜を得て、十七世紀には、特殊的イギリス的歴史研究が支配的であったわけである。そして、メイトランドのいう十七世紀前半の發展は、のちに、法史研究と目されようとも、もともとこの特殊的なる發展を基盤としたイギリス史研究を背景とするものであり、ここに、メイトランドの讚辞の意味に若干の問題が生ずると考えられるわけである。

みぎのことは、また、つぎのよういえるであろう。すなわち、メイトランドの讚辞は、イギリス法史を眞のイギリス法史として描き出すべきであるということ为前提としており、このいわば方法論的前提には、連綿たる法の継続をみるべきイギリス法史のあるがままの姿を捕捉すべきことという主張、したがってそのようなイギリス法史觀が含まれている。この意味においては、イギリス法史の完成は、たとえば、法史史料確定の仕事についていえば、十七世

紀をまたなければならなかったであろう。そして、ここに、かれの評価の要点がよみとれる。しかし、由来、歴史記述なるものは方法論的な部面の完備のみによってなし得るわけではなく、そこに、みずからの過去にたいする意識、その考え方、すなわちいわば歴史意識あるいは歴史思想がなければならぬであろう。これをメイトランドが回顧したイギリス法史研究についていえば、当時、方法論以前の段階において、イギリスの法的過去はどう考えられていたかがまず問題であったということにほかならない。また、イギリス法史を包摂するイギリス史一般についても、より一層、同様のことがいえることはいうまでもない。そして、この意味では、イギリス法史研究について十七世紀前半を英雄的時代とすることの意味は、そう単純なものではないとすべきであろう。本稿これから示すように、十七世紀前半にはすでに、あまり学問的とはいえない、しかし、その効用は十分にあった特殊イギリス的歴史思想、より具体的には、その時代の固有のイギリス史観があったからである。

ところで、みぎのイギリス史観は、本稿のちに示すように、その淵源をヨーロッパ中世の歴史記述にもつ、いわゆるブリティッシュ・ヒストリー British History という観念(以下「英国史」観と記述する)であり、これが、チューダー・プロテスタントのイギリス史観の骨組となり、十七世紀コモン・ロー法律家のイギリス法史観ともなったのであった。<sup>(4)</sup> そうなったとき、そのようなイギリス史研究は、その統治理論的、憲法理論的効用のみが際立っており、十七世紀憲法史における法と歴史への依拠なるものは、結局、同じもの<sup>(5)</sup>にたいする依拠でしかないということになるのである。このように考えられる場合、十七世紀前半のイギリス法学者精神の生み出したどの部分がメイトランドの讚辞のいかなる意味での対象となるかという問題が重要性をもって改めて提起されるであろう。

ともあれ、十七世紀前半のイギリス法史乃至はイギリス史はあげてその効用——政治的、社会的変動のうちでイギリス的な諸要因の維持に助力すること——が重んじられ、その中に、歴史的コモン・ローの維持が含まれていたのであった。そして、重要なことは、これらの経過が、十六世紀チューダー期の歴史研究の発展過程に育まれていたことである。<sup>(6)</sup>このことが、さきに示した今日の史学史が考察せしめる事柄であると考えられよう。

以上の考へのもとに、本稿では、さしあたりまずはじめに、チューダー期におけるイギリス歴史家達の幾人かについて、そのあげられるべき研究の概略を示すことにしたい。ただし、本稿では、歴史家の選択については、このような仕事について誰しもが挙げる者の他は、できるだけ、典型的に選択するように心がけた。<sup>(7)</sup>

- (1) Maitland's Collected Papers, iii, 453; Holdsworth, *Historians*. (*supra*), p. 6.
- (2) Maitland, *The Laws of the Anglo-Saxons* (Coll. Pap, iii, 447—473) におけるマンゲロ・サクソン法研究評価を  
らふ。
- (3) この点について、一般的に、Hill, C., *Intellectual Origins of the English Revolution* (1965), Chap. IV. および、ヒルが、史学史年代記著作者と目しているファッスナーの著作 Fussner, F. S., *The Historical Revolution, 1580—1640* (1962) における扱いを参照されたい。イギリス法史に関しては、Maitland, *English Law and the Renaissance* (1901); Holdsworth, *Hist. of Eng. Law*, Vols. 4, 5. における扱いも同様と思われるが、文献に乏しい。筆者が強いつ示唆を得たのは Pocock, J. G. A., *The Ancient Constitution and the Feudal Law. A Study of English Historical Thought in the Seventeenth Century* (1967) である。
- (4) この「英国史」観の成立に関しては本稿はとくに Kendrick, T. D., *British Antiquity* (1949, 1970) に依った。コキ

ン・ロー法律家との関係については、Poock 前掲を出発点とした。なお、次註参照。なお、「英国史」観については、本稿二に改めて示すつもりである。

(5) 現在目前の問題について過去がたずねられるということは、ごく一般的なことである。また、歴史に現在を判断する役割を与えることもまたいつの時代にもみられることである。しかし、イギリス十七世紀憲法史においては、ローック (Sir Edward Coke) にその代表をみる議会派の歴史理論、あるいは、シェームス一世ならびにロイヤリストと呼ばれた一群の法学者の理論においても、このいわば歴史の効用は、十分に発揮せしめられた (Maitland *supra*), iii, 453; 5 Holdsworth, H. E. L., 403)。また、法曹教育においても、インズ・オブ・コートにおける講義では、所定の法乃至制定法の如何にありしかということが説かれつづけた。議会派の歴史理論およびシェームズ一世および、ロイヤリストの歴史理論については本稿四に触れるつもりである。法曹教育の歴史志向については、十五世紀については、Thorne, S. E. (Ed.), *Reading and Moots at the Inns of Court in the Fifteenth Century*, Vol. I (S. S. P. for 1952) 及び Prest, W. R., *The Inns of Court under Elizabeth I and the Early Stuarts 1590—1640* (Longman, 1972), Chap. VI がロッキン・ロー法律家の法学教育方法が、歴史研究もしくは偽似歴史研究あるいはすくなくとも、いわゆる antiquarian であったことを示している。なお、当時の Antiquarian method とロッキン・ロー法律家との関係については、本稿二に触れるつもりである。

(6) このイギリス・ルネサンスの発展は、ルネサンスの舞台がフランスに移り、学問活動におけるヒューマニズム乃至は、ナショナリズム運動が盛んになった歴史事象として理解され、この事象の中に、とくに、Guillaume Budé (1468—1540) François Hotman (1524—1590) 等にはじまるフランスにおける法史歴史研究、イギリスについては、Polydore Vergil (c. 1470—1555) John Leland (1506—1552) 等にはじまる歴史研究の発足以降が含まれる。これらの歴史研究は、中世における歴史研究と明確に、とくに、そのナショナリズムの点において区別される。

(7) 本稿筆者は、イギリス法学史、あるいは法史学史についてはともかく、イギリス史学史あるいは古事学史の専門家ではないので、この点いたらざるをおそれるものである。また原資料については、雑誌あるいは Camden Society 刊行物等に収

められた部分について知り得たにとどまる。近代版諸文献、たとえば Hearn, T., *Curious Discourses*. (1775) はこれを参照し得なかった。しかし、ここではいちいち挙示していないが、かの E. H. D. もしくは、これに類する資料以降の諸文献には、すぐれたものが多く、なかならず Kendrick ならびに Makisack [ともに前掲] の示唆するところは多大であり、本稿以下の記述は基本的にこれらにより、門外漢のせめをふせぐことにした。いずれ補充を試みたい。

〔1〕 (一) ヴァージル (Polydore Vergil) の事例

イギリス史研究における近代的歴史記述の始期を求めるときに、本稿さきに示したヨーロッパ・ルネサンスあるいはヒューマニズムの傾向にある歴史著作家の活動の始期をもってするならば、過去ということについての観念、ならびに研究方法の二点において、画期的な仕事を残したといわれ、かつ、エラスムスの友人であり、イタリアはウルビノのルネサンスのうちの人となったヴァージル・Polydore Vergil (c. 1470—1555) のイギリス史・*Historiae Anglicae libri viginti sex* の刊行時(Basle, 1534)をこれにあてること<sup>\*</sup>ができる。しかし、ヴァージルの場合は、一五〇二年渡英以降イギリスと縁が深かったとはいえ、彼自身ウルビノに死すべき人であり、その著作はラテン語で書かれ、さらに、当時イギリス起源史と信じられがちであった後述するイギリス中世伝説をもとにしたイギリス史観にたいし、批判的であったために、非イギリス的として、チューダー期にあっては一般的には支持、歓迎されなかった(この点、本稿後述二参照)、われわれは、他にこれを求めなければならぬ。そして、その時に、挙げられるのがつぎに述べるリーランド・John Leland (1506—1552) の歴史研究である。そこで、まず、以上の趣旨で、かれの歴史研究について重要とされることを略述しておく。

\*この時代の歴史記述の近代化については、いわゆる「年代記」的作品の世俗化ということにもまた注目しなければならぬ。この観点からは、むしろ、チューダー期以降広く読まれる Robert Fabyan (d. 1513), *New Chronicles of England and France* (published posthumously, 1516). Richard Arnold, London Chronicle (1521). John Rastell, *The Pastyme of People* (1529) があげられるべきである (Kendrick, *British Antiquity*, 39, 40; McKisack, *Medieval History in the Tudor Age*, 95—98)。これらは、ともに、チューダー期イギリス史記述におけるイギリス中世的歴史観を含むと同時にこれに対する批判的傾向をももに有するものであった (この点とくに Kendrick の見解を参照されたい)。これらに対し、ヴァージルは、一五〇二年にイングランドに渡来するのであるが、エラスムスの友であり、ルネサンス・ヨーロッパの教養世界の人であった。終生、カトリック教徒として過し、遂にウルビーノに帰るわけであるが、イギリス史的著作はヘンリー八世の求めに応じて書かれた *Anglica Historia* の他に、一五二五年 Gildas の編刊 (マントワープで刊行) がある。これに関しては、じぎの文献が知られていない。Camden Society (Old Series), Vol. 29 (Ed. by Sir Henry Ellis, 1846); Hay, Denys (ed.), *The Anglica historia of Polydore Vergil*, 1485—1537 (Camden Society (3rd Ser., LXXIV); McKisack (*supra*), pp. 98—104; Kendrick (*supra*), 79 ff. ヴァージルのイギリス史学への影響は、当時のイギリス史学に限定された。したがって、やがて政治的色彩を帯びてくるイギリス史・イギリス法史への影響は、そのルネサンス的教養のそれとともにすくない。むしろ、高度な歴史方法論への影響が問題とされよう (McKisack の見解)。なお、そのカトリシズムについては、R. Koebner, "The Imperial Crown of this Realm; Henry VIII, Constantine The Great, and Polydore Vergil; BHR, 26 (1953) を参照されたい。ヴァージルの素材を用い、しかし、プロテスタントの側に属し、倫理的歴史観を展開しつつ、イギリス年代記著作に一時期を画することになる Edward Hall (d. 1547) が、チューダー期の歴史記述の本質、イギリスの歴史の劇的脚色という観点からにおいて注目される。かれにあっては、歴史は、時に、むしろ倫理的にとりあげられる偉人伝の色彩を帯び、この点で同時代史的であった。また、かくして、かれの歴史は、その劇的な展開により、シェクスピアの史劇へと移行するものとして考えられている。以上については、McKisack (*supra*), pp. 105—111 を参照されたい。かれの系譜はまた、Griffon, Hollinshed を通じてその後の年代記著作に継承されるであろう。文献：

チューダー期イギリス法史学史覚え書 (佐々木)

5 E. H. D., 98—99; Hall, *The Union of the two Noble and Illustre Families of Lancaster and York* (1548, by Richard Gratton 1550, by Richard Jugge); Sir Henry Ellis (Ed.), *Hall's Chronicle* (1809); Charles Whibley (Ed.), *The Triumphant reign of King Henry the VIII*, 1909. ヴァージルおよびホールは、それぞれ、一方はヨーロッパ・ルネサンス的イギリス史の型を代表し、他方は、イギリス・ルネサンス的イギリス史の一類型のはじまりを示すものであった。以上の点につき、なお、本稿一〔三〕(1)および同所脚註参照。

(二) リーランド (John Leland) の事例

(1) さききのべたようにして、ヴァージルのつぎにあげられるべき歴史家はリーランドであった。かれはチューダー朝における最大の古事研究家(Antiquarian)であるとともに、同じく最大の歴史家であった。実際、チューダー朝歴史家であって、かれの直接もしくは間接の影響の外にいたものはいなかったとさえいえるであろう。

リーランドの生涯については、概略としてではあるがすでに充分に説明されている。<sup>(1)</sup>かれの生涯と歴史研究との関係で注目すべき事柄はつぎのごとくである。まずかれは少年時代、当時新設のセント・ポールズ・スクールにおいて、サー・トーマス・モア<sup>(2)</sup>の友人であり、著名な古典学者であったライリー・William Lily (High Master of St. Paul's School, 1512—22) の指導を幾多の俊秀とともに受け、その後、ケムブリッジ (クライスト・カレッジ B・A・一五二二—二二)、オックスフォード (一五二四以降二・三年在学) を経て、おそらくは一五二九年頃迄、パリ大学に学び、その折に、ヒュマニストとして知られたビュデ・Guillaume Budé(1467—1540) との交流があったと伝えられている。当時、ビュデは、フランソワ一世のもとでヒューマニストの学者集団 (Lecteurs royaux. 今日のコレージュ・ド・フランスの基礎となった) を形成しつつあり、<sup>(3)</sup>リーランドは、ビュデとの交流において、ラテン詩文あるいは古事研究

antiquary・歴史研究に大いに得るところがあったといわれている。このことに関連して、ビュデが歴史の批判的、包括的研究をローマ法史について行なっていたことが注目されよう。リーランドもまた同じ傾向を身につけたと考えられている。<sup>(4)</sup>

(2) つぎに、時あたかもヘンリー八世の修道院解散のことがあり、これに関連して、リーランドの宿命的といえる仕事になされる。すなわち、ヘンリー八世は、一五三〇年代前半において、チューダー・イギリス憲法史上のいわゆる国王至上権(Royal Supremacy)を獲得した(26 Hen. VIII, c. 1, (The Act of Supremacy)のち、三五年七月全国修道院の巡察、三六年二月宗教改革議会による小修道院解散決議(27 Hen. VIII, c. 28)、三九年大修道院解散令(38 Hen. VIII, c. 13)等を経て、四〇年三月までには、全修道院を解散せしめるとともに、修道院財産を自己の手に握る挙に出たわけであるが、<sup>(5)</sup>一五四〇年にウェストミンスター、ハンプトン・コート、グリーンウィッチの三ヶ所に古文書収集のための王立図書館を設置した。<sup>(6)</sup>

そして、その間、一五三三年、リーランドに対し、各僧院、学寮図書館所蔵の古文書を調査すべきことを命じたとされ、リーランドは以後約十二年間、イングランドおよびウェールズを廻り、各地の僧院学寮所蔵の古文書を調査した。<sup>(7)</sup>

(3) リーランドは、みぎの調査の成果を、実質は地誌ならびに文献史ともいべき部分を含むひとつの体系——かれ自身はかれにいたるまで考えられもなかった一種のイギリス地誌学・British Topographyともいべき歴史著作・*De Antiquitate Britannica or Civilis Historia* を考えていたといわれる——にまとめようと努力するわけであ



る。しかし、不幸にして、これに関して生前に刊行された著作は *New Year's Gift*(to Henry VIII), 1546 にとどまった。<sup>(8)</sup>そして、残された草稿は、かれの仕事が、つぎの各部分よりなることを伝えている。すなわち、一' *Commentarii de Scriptoribus Britannicis*. 二' *De Descriptio. Angliae*. 三' *De Antiquitate Britannica or Civilis Historia*. 四' *De Nobilitate*. がこれであり、実際、このそれぞれ一連の仕事がかれの狙いとしたところであった。

かれの仕事がどれほどの規模をもっていたかということについては、その古文書調査行の期間の長さ、地域的広範囲からこれを推測しうるが、そのもっとも重要な、イギリスにおける歴史家、著述家に関する伝記的著作・*Commentarii*. (*Lives and Works of the British Writers*)の規模からも、これを知ることができるであろう。<sup>(9)</sup>すなわち、この著作は一五四五年になお稿訂を加えられているが、各地の図書館の実地調査を基礎とし、学者、著述家、詩人、学問保護者の小伝ならびに著作リストを年代記的に配列し、人数にして、一五〇〇年頃に死亡した者にいたる約六〇〇名の登載がみられた。もっとも、そのうち、約四七〇名がノルマン征服後の人物であり、約一〇〇名がサクソン時代人またはブリトン人であった。そのほか、いわゆるブリティッシュ・ヒストリに扱われる時代およびそれ以降の伝説的人物も収められていた(べつに、イギリス古代すなわち、*The Druids, The Bards* を称される時期についても書かれていた)<sup>(10)</sup>。

(4) リーランドの草稿、とくにみぎに触れた *Commentarii*. はバイル・John Bale(1495—1563)(後掲)による手写本のまま、大いに利用され、一七〇九年に公刊されるにいたる(ed. Anthony Hall, Oxford, 1709)。

リーランドの評価は、これまでのところ、研究調査範囲の広さと直接資料にもとづく批判的精神とにおいて、イギリスにおけるルネサンスを代表する人物であり、当代に比類なき古事研究家・Antiquarianであったとすることに集

約されるであろう。かれは、この点において、のちの偉大なる歴史家・古事研究家カムデン・William Camden (1551—1623) の先駆者として認められている。<sup>(11)</sup>

しかし、ヴァージルの場合と異なり、かれは、後述するように、イギリス史に関するチューダー的ナショナルリストであり、イギリス史記述におけるイギリス固有の中世的歴史記述の伝統を維持していたと評価されるであろう。<sup>(12)</sup>そして、かかる評価は、中世イギリス史記述における特異な中世史観すなわち British History の観念とそのチューダー期における特徴的な存続がリーランドにしてみずみられたという観点からなお説かれるであろう（この点については、本稿後述二参照）。また、カムデンにいたるまでも、かれ以降のイギリスの古事学的研究、地誌学的歴史研究が、ほとんどすべて、史料的にも、方法論的にも、かれを出発点とし、かつかれに依り、もしくは、かれの構想の一部を実現していくというかたちをとっている点において、その圧倒的影響力が評価されるであろう。

その時代の要請に正面から応じたかれの歴史研究の構想、その調査行の壮大さとかれ自身による成果のかならずしもあがらなかったことの故か、かれは、一五四七年には狂気の世界に入り、一五五二年、ぼう大な草稿資料を残して死んだ。

- (1) Kendrick (*supra*), p. 45 *ets.*; McKisack (*supra*), p. 1 *et s.*
- (2) Kendrick, p. 45; McKisack, p. 1.
- (3) ビュデについては、故渡辺一夫氏のすぐれた紹介があった。同氏著作集(築摩書房・一九七一年)第四卷二〇三頁以下に収められた「ある古典学者の話——ギョーム・ビュデの場合——」と題する労作がこれである。また、同著作集第三卷九九頁

以下、同・一五四頁以下には、フランス・ヒュマニズムの流れにおけるビュデの法史研究の性格を明らかにした部分が収められている。筆者は、渡辺氏が長い間にわたるフランス・ルネサンス研究、ラブレーの訳業の過程に、このような法学史にも及んだことについて、ほかならぬ氏にルネサンス教養人の学問のあり方をみる思いである。チューダー期をイギリス・ルネサンス期とみるならば、その時期を中心とする法の発展、法思想について、同様の試みがなされるべきことはいうまでもないであろう。イギリス法史学にあつては、メイトランドが、*The Rede Lecture for 1901: English Law and the Renaissance*. において、全体の研究プランを示したといえるであろう。しかし、これは、十九世紀末迄のヨーロッパ的視野におけるイギリス法史学史を代表するものである。なお、この系統に属するビュデに関する最近の研究例としては、Franklin, J. H., *Jean Bodin and the Sixteenth Revolution in the Methodology of Law and History*(1961, 1963), Chap. II; Kelley, Donald R., *Foundations of Modern Historical Scholarship: Language, Law, and History in the French Renaissance* (*supra*) がある。とくに、後者の第三章がビュデにあてられているが、そのほか、各所での言及は示唆的である。

(4) ビュデのローマ法史研究は、ローマ法史の再構成ともいふべき方向において評価されるとともに、そのフランス法史との関連にも注意が払われたと考えられている。このような研究が、古典研究と並行、もしくは合体するところが、ヒュマニストとしてのビュデの方向であり、この方向はフィロロギア・(*Philologia*) という言葉で表現される。ここでは、リーランドがロマニストであったかどうかという点は、さしあたり問題にする必要はないとおもわれるが、かれにあつては、ラテン詩といわゆるイギリス・古事研究とが結びついているし、かれは、のちに示すように、史的ナシヨナリストでもあつた。

(5) 修道院解散の概略については、さしあたり、植村雅彦「イギリス国教の定着」(岩波講座・世界歴史14三一四頁以下所収) 四二四頁以下参照。その解散およびとくに僧院蔵書館にたいし、また、僧院の学問活動に及ぼした影響について、概括的には、4 Holdsworth, H. E. L., p. 42 *et s.* を参照されたい。

(6) Kendrick (*supra*), pp. 46—47.

(7) リーランドがこのような任務をヘンリー八世によって与えられたとすることについては、かれ自身による証拠(Laborio-

use Journey, the New Year's Gift of 1546)があげられるにすぎず(Kendrick, p. 47)。(ヘンリー八世自身が僧院書籍にまで意をもつていたとすることについては、消極的な推測がなされてくるにすぎなく(Mekisack (*supra*), pp. 3—4を参照されたい)。しかし、リーランドが長年にわたってこれをなし得たこと自体がこの間の事情を推測せしめうるであろう。リーランドの生涯と調査については、Smith, L. T. (ed.), *The Itinerary of John Leland in or about 1535—1543*. 5 vols, 1907—10があらう。

(8) その成果がかならずしも徹底したのではなく、また、たとえば、ヴァージル(前出)が信じたように、当時において容易になしがたい性質の仕事であったリーランドの壮挙は、実際には、ベイル(後出)以降による補充を俟たなければならなかった。Kendrick, p. 48; Mekisack, p. 5.

(9) Bade, *Gildas* にも及びリーランドの中世史関係読書範囲については、Mekisack, pp. 8—10を参照されたい。

(10) なお、この問題については、Kendrick, p. 56を参照されたい。この種の業績に関する先駆的事例として、St. Jerome's *De Viris Illustribus* があり、これは、リーランドよりはるか以前(一一五〇年より前といわれる)にかかれた。なお、当時におけるこの種の仕事への要請については、Kendrick, pp. 56—57を参照されたい。

(11) この点につき、Kendrick, pp. 45, 57; Mekisack, p. 11を参照されたい。

(12) Kendrick, p. 55 *et s.* ヴァーシル(前出)のルネサンス的批判的中世イギリス史にたいする反論として、リーランドは、*Assertio inlucyissimi Arturii Regis*(1544)を出していた。このことについては、本稿後述二参照。

### (三) ベイル (John Bale) の事例

ベイル(一四九五—一五六三)の生涯については、比較的豊富な伝記的資料により比較的よく知られている。<sup>(1)</sup>カルメル修道院派に属したかれの生涯は際立って宗教的イギリス・プロテスタント的もしくは、反ローマ的であり、そのため、かれの生涯は宗教改革期特有の受難の生涯であった。<sup>(2)</sup>しかし、本稿に関するかぎり、一五三〇年以降リーランド

に知られ、クロムウエルの没落後、スイス、オランダ、ドイツを転々としながら、イギリス中世史に関してなしたげた業績は、リーランドの *Commentarii* (前記) と併行し、リーランド自身をもそのリストに含めている、かれの *Illustrium Maioris Britannia Scriptorum Summarium* (1548, Wesel) と、その実質的第二版たるおよび、今世紀まで手写本のまま残された *Index Britanniae Scriptorum* (Eds. Poole and Bateson, 1902) によって際立っている。<sup>(3)</sup>

みぎのかれの最初の著書は、いわば、かれ自身のイギリス的信仰に関する護教的動機から、一五三三年以降になされた資料蒐集にもとづいたものであるが、みずから、リーランドの仕事の完成を俟つものであったとされる。<sup>(4)</sup> そして、第二の著書は、その拡大版であり、第三の著書も同質ではあるが、護教的教皇史を含めていた<sup>(5)</sup> (しかし、かれは、ここでもプロテスタント的、反ローマ的であった)。そして、最後の仕事こそがかれ自身の資料にもとづく点でユニークな重要性が認められている仕事であった。<sup>(6)</sup>

かれの五世紀(第一、第三の著書の場合)乃至は九世紀(第二の著書の場合)に亘る年代記風の仕事については、その素材、特に、第二の著書の素材をあまりにも安易にリーランドに依っている点に関連して、かれに対してはかなり苛酷な批判のあるところであった。<sup>(7)</sup> しかし、のちには、リーランドとベイルとの密接な関係、リーランドのベイルの仕事への勸奨、ベイル自身のリーランドにたいする深い傾倒、リーランド自身がみずからの仕事を中絶せしめざるを得ず、ほかならぬベイルによりリーランドの仕事が世に出た経過から、ベイルはリーランドの共働者とみられるにいたり、また、両者の仕事は共同の仕事とみなされるにいたり、かつこれが十六世紀における中世史研究の基礎を築いたとの好意的評価もなされるにいたった。<sup>(8)</sup>

ベイルの中世イギリス史観ともいふべき中世イギリス史の解釈は、リーランドと同様、中世的であるとともに、旧約聖書における創世紀伝説と結びついて、ユニークであると考えられている。この点は、かれの独自のプロテスタント的偏見の指摘とともに、留意すべき点である<sup>(9)</sup>(この点、本稿二参照)。

なお、ベイルは史料蒐集家として著名なパーカー(Matthew Parker)(後掲)とも知人関係にあり、かれ自身も偉大な蒐集家であったことが知られている。この時代のイギリス史研究と史料蒐集家の輩出との間には、いうまでもなく、近代的歴史研究の方法の流布に関する意味で、重要な交流の問題があるし、本稿の考え方からも、この問題には注意を払わなければならないが、ここでは、その要点についてのちに触れることにしたい<sup>(10)</sup>。

(1) Mckisack (*supra*), p. 11. なお、ベイルは、H. Christmas (Ed.), John Bale. Select Works(Parker Society 1, 1849. Cambridge). がある。かれ自身による公式的自伝は、本稿本文所掲の *Illustrium Maioris Britannia Scriptorum Summarium*——通常 Catalogue of British Writers と呼ばれている——に収められているもの「および」かれの *The Vocacyon of John Bale to the bishoprick of Ossorie in Irelande*(1553)である。最近の研究については、Mckisack, p. 12. *fn.* 1 所掲を参照されたい。

(2) わずか十二歳の折にカルメル教団に接したかれは、長じてケムブリッジに学びつつ、イングランドにおける同教団の歴史を探究していたと考えられている。その後、おそらく、一五二五—二七年、パリに赴むが、ここでもその仕事はなされた(成果、*Bale's Collectiones Gallicae—De Religione Cammelitana et Scriptoribus ejusdem*〈B. M., MS. Harl. 1819〉)。一五三三年頃、ローマ教会を離れ、一五三六年異端の故をもって投獄され、リーランドおよびトーマス・クロムウエルにより救い出された。クロムウエルの没落後、ヨーロッパ・プロテスタント地域を転々とした。そして、イギリスにおける僧院主義にたいする攻撃をつづけた(成果、*The Actes of Englysh votaries, 1546, Wesel*)。その後エドワード六世即位(一五

四七年)とともに帰国、一五五二年アイルランドの司教職を得、アイルランド教会のプロテスタント化に力を注いだ。エドワード六世死去(一五五三年)とともにその地位を失ない、亡命途中に海賊により奴隷に売られる等、苦難の道を歩み、オランダ、ドイツ、スイスを転々とし、エリザベス即位(一五五八年)のち帰国し、カンタベリの聖職を得、そこでおそらく貧窮のうちに死去した。なお、最後の帰国の折に、パーカー(Matthew Parker. 後出)と知るに至る。以上、Mckisack, pp. 13—14 参照。

- (3) Mckisack, p. 15.
- (4) この点、Mckisack, p. 14.
- (5) Mckisack, p. 14.
- (6) Mckisack, p. 15.
- (7) この点、リーランドへの依拠の著るしさについて、剽窃者の汚名すらあびせられたこともある。Mckisack, p. 15 に示された一評言を参照されたい。
- (8) この点、Mckisack, pp. 15—16 における諸評価を参照されたい。
- (9) この点、Kendrick (*supra*), pp. 69—70 を参照されたい。なお、ベイルは、この点において、リーランドとともに、大陸とくに、イタリア的ルネサンス学者(Polydore Vergil)の系譜から遠くへだたっており、チューダー朝的イギリス史観の系譜を形成している。
- (10) 蒐集家としてのベイル、ならびにベイルの蒐集の帰すうについては、Mckisack, p. 17 *et s.* を参照されたい。

#### (四) パーカー(Matthew Parker)の事例

パーカー(一五〇四—一五七五)は一五五九年から一五七五年死去の年まで初代のカンタベリ大主教としてイングリッシュ教会を支配した人物であった。<sup>(1)</sup>しかし、このことは、リーランドやベイルが命ぜられ、あるいは志して十分に果し

得なかった解散以前の僧院に所蔵された手写本、歴史史料類の保存の仕事のためには、きわめて有利なことであった。<sup>(2)</sup>すなわち、たとえば、かれについては、一五六八年、枢密院が、私人間に流布、散逸した旧僧院所蔵書籍に関連した令書をもって、その所在調査を大主教に授權し、古記録、古文書蒐集者にたいし、大主教(すなわちパーカー自身)にこれらを観覧せしむべき旨を勧告したという自らによる形跡すら残されている。<sup>(3)</sup>このことは、エリザベス一世の時代における僧院解散後の僧院所蔵古記録、古文書散逸状態がリーランドやベイルがこれを嘆じつつあった事態とあまりかわらなかつたであろうということ、ならびに、一五五六年ディ(John Dee)によってマリー女王にたいしてなされた解散僧院所蔵手写本に関する全問題の調査のための王立委員会設置請願がその成果を得ることができなかったこと<sup>(4)</sup>と対比し、大主教パーカーの優利さを示すものであった。もっとも、一五五六年といえば、パーカーすら、なお、そのプロスタンティズムの故に、学究の生活を送っており、一世代前に、リーランドとベイルによって啣たれた悲嘆を繰り返しているにすぎない。<sup>(5)</sup>この状況からみれば、パーカーによって始められる調査、蒐集事業はひとつの宗教改革史的発展を背景としたものであったといえるであろう。

パーカーの蒐集にはその方法を含めて、<sup>(6)</sup>ひとつの特色があった。その特色というのは、イギリス宗教改革に関するエリザベス一世の諸決定を正当化するような方法をもってイングランド教会史を描き出そうという意図がその蒐集を方向づけていた、とのちにいわれることになる特色である。すなわち、かれの蒐集は、イングランド教会にたいするローマ教皇側の攻勢が盛んになる前の時期に力点がおかれ、ローマ教皇制にたいし批判的な著作者(具体的には、十二世紀における Matthew Paris の如き)が撰ばれていた。要するに、たとえば、チューダー朝において十一世紀、十二世



紀における中世イギリス史書としてもはやされることになる著書の蒐集が際立っていたのである。<sup>(7)</sup>しかし、さき述べてようなかたちでの蒐集、すなわち当時としては理想的な蒐集体制、ならびに、かれ自身の財力の裏付けによる蒐集は驚嘆すべき成果を得た。<sup>(8)</sup>

みぎの蒐集方法と関連すると思われるが、歴史家としてのパーカーには、由来、ひとつの批判があった。その批判はこうである。すなわち、かれは、蒐集した古文書なり手写本を「改善する(improvement)」のが常であったとされる。かれは、手写本中の文言が欠けていたり、意味が通らなかつたりした場合、かれなりに補完(あるいは附加を試みた)とされる。そして、その程度は、書き加えの段階から、実に逸失フォリオの附加までに至っていた。この点、今日の歴史家の全く評価せざるところである。そして、もしこれをパーカーに同情的にみるとするならば、パーカーのこのような方法は、ほかならぬ本稿で問題とする当時の時代精神をかたちづくっている歴史感覚がこれを許したと<sup>(9)</sup>いったことが述べられるであろう。しかし、本稿は、よしこの点が認められるにせよ、かれの歴史感覚と、たとえばビュデのローマ法史あるいは貨幣研究に導びいたフランス・ルネサンス・ヒュマニストの歴史感覚との間には、相当のひらきをみる<sup>(10)</sup>ことができる<sup>(10)</sup>とするものである。しかも、そのひらきというのは、実は、イギリス宗教改革的歴史感覚と、ビュデの歴史感覚との間の差であると考えられるわけであるが、このひらきは、同じ宗教改革の波にもまれつづけたフランス・ナシヨナリストともいべきオトマン(Francois Hotman, 1524—1590)の歴史感覚とのひらきでもあったといえるであろう。<sup>(11)</sup>この意味で、パーカーは、良きつけ悪しきにつけ、チューダー朝歴史研究者のひとつのタイプであったといえよう。

パーカー自身の業績はつぎの通りである。すなわち、中世手写本の編刊として『*Flores Historiarum*』(1st ed. 1567. 2nd ed., 1570) Matthew Paris's Greater History (*Chronica Majora*)(1571) Thomas Walsingham's *Historia Anglorum Rpodigma Neustriae*(1574) Asser, *De Rebus Gestis Alfredi* (1574)があるが、自著として『*De Antiquitate Britannicae Ecclesiae & Privilegiis Ecclesiae Cantuariensis, cum Archiepiscopi eiusdem* 70(1572)』がある。なお、パーカーは一五七二年発足したとされる尚古学会・Society of Antiquariesの創設者として知られているがこの学会については、本稿のちに説明したい。<sup>(12)</sup> その「いわばロモン・ロー法律家的色彩が重要であるためである。

(1) イギリス法史にあっては、パーカーは、一五七二年 The Antiquarian Society を創設し、以後のイギリス法史史料研究に力をつくした人物としてとくにとりあげられる(*Ex. Holdsworth, The Historians of Anglo-American Law, p. 30, fn. 2*)。本稿序に示したようにこの団体の歴史研究史上の意義については、本稿のちに説明する予定である。かれの生涯については、D. N. B., Matthew Parker: Mckisack (*supra*), p. 26 et s.; Parker Matthew, Correspondence, eds. J. Bruce and T. T. Perowne(Parker Society, xxxiii), Cambridge, 1853. がある。

(2) この点 Mckisack, p. 27 を参照されたい。

(3) Mckisack, p. 27.

(4) John Dee (1527—1608) によるマリー女王にたいしてなされた請願の成果は結実しなかった。かれは、同時代の同好の人々と同様に個人的な努力によって、多くの書籍を集めた。かれについては、Mckisack, 69 et seq. を参照されたい。

(5) Mckisack, p. 27 参照。

(6) パーカーは、その社会的地位とともに、蒐集補助者に人を得ており、本稿にこれまで登場した人々と異なって、組織的に蒐集活動をなし得、その補助者の中にも John Joscelyn, John Twyne, Alexander Neville らのすぐれた研究者がいた。

チューダー期イギリス法史学史覚え書(佐々木)

とくに John Joselyn はそのアングロ・サクソンの研究において、のちに示すラムバードとともに、イギリス法史研究上、高く評価すべき存在であった。以上の点ならびにパーカーの協力者については、Mckisack, pp. 28 *et s.*: 45—48 等を参照。

- (7) この点については、Mckisack, pp. 33—34, 39 を参照された。
- (8) ケムブリッジ大学に分散所蔵されている。その全体については、Mckisack, pp. 32—33, 34. に概略が示されている。
- (9) ここに示されたパーカー批判ならびに弁護論の概略については、とくに Mckisack, pp. 34, 36, 39 に示されている諸見解を参照されたい。
- (10) これについては、渡辺一夫前掲(本稿七九頁参照)ならびに Kelley, D. R., *Foundations of Modern Historical Scholarship*, p. 54 *et s.* に詳細である。
- (11) オトマンの *Antitriboriana* (1567) *Franco-Gallia seu Tractatus isagogicus de regimine regum Galliae* (1573) における歴史主義については、メイトランド以降その反ロマンイズムが非学問性をもたないという意味で、ゲルマニストとしての評価が高い。これにたいし、パーカーにみられる本文に示した傾向は、異質というよりも、あまりにも主観的である。こうした対比については、本稿、ふたたび触れるつもりである。なお、以上の点については、Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law* (1957), Chap. I: Kelley (*subpra*), pp. 106—112 におけるアプローチを参照。なおオトマンにつき、最近、大山正武「王国の基本法の形式過程」「書評・フランソワ・オトマン」「フランス人のガリア」(ともに千葉商大論叢・19所収)が出た。
- (12) 尚古学会の創設の年代については、これまで一五七二年とされていた。また創設者についても、John Parker (*d.* 1592) を挙げる説もある。一五七二年説は、間接証拠によるものである。最近の説明には一五八六年説がある。Kendrick, p. 114; Mckisack, p. 155 参照。なお、本稿前註(1)および三参照。

(四) ラムバード (William Lambarde) の事例

ラムバード(一五三六—一六〇一)は、イギリス法史論においては、そのアングロ・サクソン法史研究ならびに司法史研究において高く評価されており、なかならず、アングロ・サクソン法史をコモン・ロー史ならびにコモン・ロー教育に組み込ましめたという意味で評価されるであろう。また、この点において、かれは十七世紀憲法論争に重要な役割を果たすことになる。<sup>(1)</sup>

十六世紀歴史研究一般に関しては、当時の歴史研究の主流を形成していたとみられるリーランド的地誌学的研究の構想下にあつて、地方史の研究の最初の事例を成就したという意味で、より一層の評価を得るであろう。すなわち、具体的には、かれは、かれのケント地方史・Perambulation of Kent(1576)はこの国の最初の地方史といわれる榮譽を与えられた。<sup>(2)</sup>

かれのケント地方史は、また、アングロサクソン法に強い関心をもった法律家の作品であることによつて際立っている。<sup>(3)</sup>

かれの歴史研究はつぎのようにすすめられたと考えられている。すなわち、まず、かれは、アングロ・サクソン法研究成果として、いわゆるアングロ・サクソン律のラテン語訳 *Archaeionomia* の刊行(一五六八年)<sup>(4)</sup>のち、古代イギリスにおける法律用語、古代地名等を収録した一種の地誌学的歴史辞典 (*Dictionarium Angliae Topographicum et Historicum*(1st published, 1730))を作成した。つぎの仕事が前述のケント地方史であつた。

一五七九年八月、かれは治安判事に就任するが、ケント地方史以降に転じた公的記録調査は、この官職ならびに中

中央司法機構に関してもなかれ、*Eirenarcha* (1581) *Archion* (published by Lambarde's grandson, Thomas Lambarde, in 1635) 二管の結実をみた<sup>(5)</sup>。また、かれは、ガヴェルカインド保有態称に関する覚え書き、あるいは、*Dialogus de Sacchario* の転写(一五七二)<sup>(6)</sup>にも手を染めていた。

ラムバードの公的記録調査研究に有利とみられた点は、かれが高位の職業法律家であったこと(1592—Master in Chancery)、晩年には記録保存官職にあつたこと(1597—The keeper of the Rolls in the House of the Rolls in Chancery Lane. 1601—The Keeper of the Record in The Tower)から推測されよう。かれは、その晩年、一六〇一年になつて、ロンドン塔に所蔵されている公的記録の最初のリストといえる *Pandecta of her rolls, bundells, membrances, and parcells, that be repored in her Majesties Tower at London* を作成し、これをエリザベス一世に奉呈している<sup>(7)</sup>。

ラムバードが法律家であったことは、他にも利点が指摘されよう。リンカーンズ・インに所属していたかれの読書の範囲は、ブラクトン、リットルトンはいうまでもなく、およそ当時の指導的知識階層の親しんだ中世年代記、中世史書に及んだと考えられ、これらが、かれの活動の基礎となったと考えられている点<sup>(8)</sup>がこれである。

ラムバードの史料蒐集については、パーカーのそれにしたがうと同様の不満が示されている<sup>(9)</sup>(この点、本稿八六頁参照)。しかし、強力なプロテスタントの精神をもっていたかれの歴史研究は、のちに、チュートニズムあるいはゲルマニズム史観に発展するイギリスおよびアメリカ法史研究におけるアングロ・サクソニズム、ならびに、その方法においてイギリス法史を当時の一般的歴史研究から際立しめている点において、評価されるであろう。

- (1) かれの生涯、ならびに、評価については、*ひぎ*を参照。D. N. B., *Lambard*; 4 Holdsworth, H. E. L., 117—118; Holdsworth, *Historians*, 32—33; W. Dunkel, *William Lambarde, Elizabethan jurist 1536—1601* (1965); Kendrick, *British Antiquity*, 139—140; McKisack, *Medieval History in the Tudor Age*, 79—82; 133—137.
- (2) そのほとんどが一五七〇年に書かれたと考えられているラムバードのケント地方史は、イギリスにおける地方史の最初のものであるといわれている。しかし、この地方史とリーランドの地誌学との関連性については、否定的見解(ケンドリック)がある。ラムバードの考え方は、リーランドの地誌学は個人ではこれをなし得ず、各地方にそれぞれの歴史家が存在すべきであるという考え方であった。かれは、みずからの故郷ケントの歴史家として本書を刊行したのち、このような考えのもとに、記録類の研究に自らを限定したとされている(ケンドリック・前掲・一三九頁、マキザック・前掲・一三三—一三四、一三五頁参照)。
- (3) かれの場合は、サクソン以前、なかならず、イギリスにおけるローマ的古事について、無関心であった点において、カムデン(William Camden (1551—1623), *Britannia*, 1586)と対照的であるとされるであろう。ラムバードは、この部分については、リーランドに依つてゐた。Kendrick, pp. 139—140; McKisack, p. 135 参照。
- (4) *Archaionomia sive de prisca Anglorum legibus libri* (1568, 1644) 本書はたしかに F. Liebermann の評価の通り、*Holdsworth, Historians*, p. 33 参照。
- (5) これらにひつてのイギリス法史的评价については、*Holdsworth, Historians*, p. 38 参照。なお、*William Lambarde's Archaion: Or A Discourse upon the High Courts of Justice in England* (Ed. by C. H. McIlwain and P. L. Ward. Cambridge, Mass., 1957)がある。
- (6) 一七九九年春 Richard (The The Treasurer, Bishop of London) は、ついに完成されたといふべき。Winfield, *Chief sources*, p. 116. 本書の英語版として最近、*Dialogus de Scaccario*, ed. and transl. by C. Johnson (London, 1950) ができた。なお、E. H. D., ii を参照されたい。
- (7) McKisack, pp. 79—80 参照。

チューダー期イギリス法史学史覚え書(佐々木)

(8) 時にラムバード六四歳、エリザベス六七歳であった。ラムバードは、エリザベスの乞により、みずから、記録類、その意義、関連法律問題を説明し、その真しさにたいし、文字通り、栄与ある最後の言葉 “Farewell good and honest Lamberde!” で労をねぎらわれた。Mekisack, pp. 81—82 に、その間の問答の一部が転写されている。この時代のこの種の仕事の重要性を示す事例である。

(9) この点なお、Mekisack, pp. 135—6 参照。

(10) Mekisack, p. 80 参照

(4) アガード(Arthur Agarde)の事例

アガード(一五四〇—一六一五)は、今日のストウやラムバードほど記憶にとどめられてはいないが、公的記録研究者または保存者として不動の地位を保ち得ると考えられている。<sup>(1)</sup> かれもまた法律家であったが、同時代人によっても、公的記録に直接に接し、かつ、諸々の起源を探求する情熱をもった真の古事研究者、歴史家であったといわれている。<sup>(2)</sup>

かれには二〇部のノート・ブックのほかに手写本ならびに、一五九九年十一月以前に書かれたとみられるドームズデイ・ブックに関する一書・Discursus ならびに尚古学会(Society of Antiquaries)「本稿」パーカーの事例」ならびに後述三参照)におけるかなりの数の講義(Addresses)論稿<sup>(3)</sup>があり、さらに六〇歳をすぎたからの仕事 *Abbreviatio Placitorum in Banco Regis*(for the reign of Edward I) 同く七〇歳をすぎたからの *The Antient kalendars and Inventories of the Treasury of His Majesty's Exchequer*(1610)がある。<sup>(4)</sup>

アガードの研究は、ドームズデイ・ブック研究、起源史・古事学的研究、ならびに、公的記録研究の三つの方向に

向けられていたといえるであろう。しかし、さらに集約すれば、かれのドームズデイ・ブック研究ならびに古事学的諸研究は、大別して、ほかならぬイギリス的なものの起源史的、古事学的研究と公的記録の史料の整備研究の二方向に分けられるであろう。そして、前者にあっては、ドームズデイ・ブックにおけるイギリス的用語の起源を、当時の固有イギリス中世史観（チューダー的「英国史」観）を確立する方向において確定することが試みられ、<sup>(5)</sup>後者にあっては、晩年の二著作により、史料たる公的記録の体系的整理の道を開くものであった。

アガードにたいする評価は、しかし、その愛国的歴史観の故をもって同時代の歴史研究一般に加えられる批判以外には、十六世紀末における歴史史料整備上の危機にあって、つぎの世紀に隆盛となる整備事業の方法論的な道を開いたこと<sup>(6)</sup>につぎるとされるであろう。

(1) D. N. B., Agarde; Mckisack, p. 85 参照。ウインフレッドはかれを *Placitorum abbreviatio*. Richard I-Edward II. Record Commission. 1811. の作成者の一人として示してゐる(Chief Sources, p. 134).

(2) Mckisack, pp. 85—86.

(3) Addresses to the Society of Antiquaries としつゝ *ひきがふる*。On “The Etymology, Antiquity, and Privileges of Castles” (1598); “The Dimensions of the Land of England” (1599); “The Antiquity of Epitaphs” (1600) 以上個別、専門的。On “The Etymology, Dignity, and Antiquity of Dukes in England”; “The Antiquity of Shires” (1591); The Authority, Office, and Privilege of Heralds” (1601). 以下一般的。その他 The Diversity of Names of this Island *なる論稿がある*。Mckisack, p. 89 *et s.* 参照。

(4) 最後の二著については、マキザック・九〇—九一頁参照。なお、The Antient calendars. は一八三六年 Palgrave, Sir



F.により編刊された。

(5) マキザックは、一五九九年十一月の尚古学会講演につき、かれに、エリザベス期古事研究の特徴たる注意深い記録調査と記録による指針を得なかった場合の中世イギリス史伝説の無批判的受容との結合の典型を認めている(マキザック・前掲・八七頁以下参照)。

(6) このような評価は、アガード自身がウエストミンスターに集約されつつあった記録類について警告していた記録保存上の悪条件(火災、冠浸水、鼠害、順序を誤った収納等)のもとでなされた、同じくアガード自身による財務府記録の整理一六一〇年の業績)についていわれるものである。*Compendium Recordorum*とも呼ばれるこの仕事は、アガード以降継承され、Record Commission, Public Record Officeにおける整理事業に結ぶべく、Mekisack, pp. 91—93; Guide to the contents of the Public Record Office, Vol. 1. Legal Records, etc. (to 1960) from the Guide by the late M. S. Giuseppe, F. S. A.), H. M. S. O., 1963, p. 109.

〔三〕 (一) 以上、本稿当初からもっている限界のうちにはあるが、ヴァージル、リーランド等六人の歴史家とその業績についてその簡単な説明を試みた。もちろん、多くの論者が示しているように、チューダー期の歴史家達という場合、この六人のみだけがあげられる筈はないのであり、また、ここにあげた人々の仕事もしくは業績がそれぞれ孤立して、まったく個人的独創の産であったわけでもないことはいうまでもない。しかし、そのためにかれらをここにあげたわけであるが、この六人の歴史家達は、それぞれチューダー期における歴史研究の諸傾向を特徴的に示していたとはいえるであろう。そして、かれらとその代表する傾向との関係は、かりにはあるが、ここでは、ほぼつぎのよう説明することができるであろう。

(1) ヴァージルならびにE・ホールとイギリス史の一般的記述の傾向・ヴァージルとホールとは、さきに示したよ

うに、ルネサンス精神とのかかわりにおいて大きなひらきがあるといえるにせよ、イギリス史記述に関しては、両者に導びかれたと考えられる歴史家達が、年代記的傾向と交錯しつつ、チューダー期における国民的イギリス史記述の層をつみかさねて行くことになる。すなわち、Robert Fabyan (d. 1513) を筆頭とし、ヴァージルのルネサンス的批判的精神との共通性を認められている John Rastell (d. 1536) および George Lily がまずあらわれ、つぎに、ホル以降、Richard Grafton (d. 1572) John Stow (1525—1605), John Day (1522—1584), Francis Godwin (1562—1933), Raphael Hollinshed (d. 1580) と続くイギリス史記述があった。<sup>(1)</sup>

(2) リーランド、ベイルならびにラムバードらの地誌学的歴史研究（もしくは、古事学 Antiquary）の傾向・イギリス史の古事史的学歴研究は、ヨーロッパ・ルネサンス精神のみならず、僧院の解散がもたらした中世史料の確定作業にもとづく中世史の体系的、そして時に批判的な研究という宗教改革的事象にもまた触発された。そして、その構想はリーランドの地誌学的歴史研究計画を実施していくというかたちをとって、チューダー期における地誌学的地方史研究の集積として実現されるであろう。また、この傾向は、そのまま、今日のイギリス地方史の伝統を形成するであろう。チューダー期においては、この方向にも、われわれは、ラムバード、アガードのほか、William Whitlock (d. 1584), John Hooker (1525—1601), John Stow, Sampson Erdeswicke (d. 1603), Richard Carew (1550—1620), George Owen (1552—1613)らをみることができ、また、地方史という仕事の性質上、確とした記録を得ぬ人々の存在を推測し得るわけである。<sup>(2)</sup>

(3) パーカー、ラムバード、アガードらと公的記録整備の推進・十六世紀における公的記録を含めた歴史史料の整備

の要望は、僧院開散を機として、リーランド以降の多くの歴史家達の要望であった。すでに示したように、パーカーの事例はこれを例証する。しかし、同時に、いわゆる公的記録が十五世紀末以降十六世紀末迄ウェストミンスターあるいはロンドン塔にほとんど未整理のままに収められるにいたり、これにたいし、記録保管職(Archivist)あるいはkeeper of the king's (queen's) Records in the Tower)の職にあるものを中心とする史料整備がなされる。チューダー期においては、本稿に挙げたラムバード、アガードらのほかに William Bowyer, Thomas Heneage (d. 1595), Thomas Talbot (fl. 1580), Peter Osborne(1521—92), George Owen(1582—1613)らがこうした人々に数えられる。

(二) チューダー期の歴史家達の仕事には以上のべた大体三つの方向への傾向が認められる。しかし、またべつに、つぎのこともいえるであろう。すなわち、かれらの志した歴史すなわちイギリス史、イギリスの発展に関する歴史記述の中心は、時代の必然性および対象となった史料の性質からいって当然に、イギリス中世史であった。そして、その歴史記述に流れる思想は二つあり、そのひとつは、ヨーロッパの同時代の歴史研究にみられたルネサンス的実証主義であり、これはチューダー朝にあっては、次第に稀薄化しつつも、底流として存在した。他のひとつは、より強力な、いわゆるイギリス的プロテスタントイデオロギズムであった。このふたつの思想は、そのイギリス史料にたいするかかわりを通じて、チューダー期のイギリス史研究を、ヨーロッパ的歴史主義から遠くへだたった国民的歴史主義をもつて彩ることになった。みぎの事情をルネサンス的歴史主義のイギリスの歴史研究への影響の面からみるならば、それなりに興味深い現象とみることができ、国民的歴史記述事情ともいえるべき、僧院解散以降の歴史史料の世俗化、集積、整理の必要性の自覚に由来する古事研究的歴史研究あるいは地誌学的歴史研究という、どちらかといえば、イ

ギリスに固有となった歴史研究に對置して、この影響面をみ、またこうした對置を、歴史家達の中に認めていくことは重要であるといえよう。殊に、われわれは、この對置を、ほかならぬリーランドにみる事ができるし、さらに、チューダー期からスチュアート期にかけての歴史家とみられ、したがって、ここではあえて列挙しなかつたカムデン (William Camden, 1551—1623) の人と業績にみる事ができるであろう。かれもまた、ヨーロッパ的知性に刺戟されて、リーランドのようにイングランドをさまよひながら、その、リーランドの歴史研究を残したのであつた。<sup>(4)</sup>しかし、カムデンの仕事はむしろつぎの世紀に属せしめられるであろう。

(三) チューダー期における歴史研究は、みぎにのべたように、ヨーロッパ・ルネサンス的なものと、イギリス的プロテスタントイイズムを根底としたイギリス的なもの、ならびになお未だしといえども、史料整理面の進展ということの混合において個性的であり際立っている。このような歴史研究は、さらにまたこのような展開のなかから、より歴史思想史的には、固有イギリス史的な觀念を浮び上がらせるであろう。實際、ここにあげてきた人々の誰しもが、積極的であれ消極的もしくは否定的であれ、いずれは問題としなければならなかつた、チューダー以前のイギリス中世史に関する伝統的歴史觀へのチューダー期の歴史家達のイギリス史的對決こそがかれらの具体的なイギリス史の構想のなかに明暗の影を落すであろう。そして、これこそが、チューダー期における歴史研究の基本的性格を浮彫りにするものであつた。

本稿においては、この間の諸事情は、チューダー期の歴史研究に国民的性格を認むべきもうひとつの事情として從來考えられてきたいわゆる「英国史 (British History)」觀について、さらに考察すべきものと考ええる。

- (一) Fabyan, R., *The New Chronicles of England and France*(1516. Ed. Henry Ellis, 1811). Rastell, J., *The Pastyme of People*(1529). Lily, G., *Chronicon sive……enumeratio Regum* (Appeared first in the *Descriptio Britanniae* of Paulus Jovius, printed at Venice in 1548). Grafton, R., *An Abridgement of the Chronicles*(1563); *A Chronicle at Large and Meer History of the Affayres of England*(1568). Stow, J., *Summarie of English Chronicles* (1565); *Annalas of England*(1592. *Annales, or, general chronicle of England*<ed. Edmond Howes, 1631>). John Foxe's *Actes and monuments of these latter and perilous dayes, touching matters of the church* (Published by John Day, 1563, 1570); *The Book of Martyrs* (1583—98). Godwin, F., *Annales of England*, containing the reigns of Henry the Eighth, Edward the Sixt, and Queen Mary (transl. and ed. by Morgan Godwin; 1630); *Catalogue of the Bishops of England since the first planting of Christian religion in this Island gether with a briefe History of their liues and memorable actions, so near as can be gathered out of antiquity*. Hollinshed, R. Raphael Hollinshed's *Cronycle* (1578); *Chronicles of England, Scotland, and Ireland* (Ed. by Henry Ellis, 1807—8, 6 vols.) 以テシテハ「カトーシキ」ニテ「英中」ノ「史」ヲ「撰」シ「リ」ル「也」。
- (二) Whitlock, *Litchfield Chronicle* (B. M. M. S. Cott. Cleopatra C. III, ff. 240—57). Hooker, J., *Synopsis Chorographica*; *The Description of the cities of Excester*. Stow, J., *A Survey of England* (1602. Ed. C. L. Kingsbord, 1908, 2 vols.), Sampson, E., *Survey of Staffordshire* (Comp. betw. 1593—1603; Ed. T. Harwood, 1844). Carew R., *Survey of Cornwall* (1602. Rep. 1723, 1769, 1811; 1953 by F. E. Halliday) Owen, G., *The First Book of Pembrookshire in general* (1603, 1st ed. for the Cambrian Register, vol. 1, II <1795—6> by R. Fenton; re-ed. from the author's autograph (B. M. MS. Harl. 6250) by H. Owen, *Cymmrodorion Record Series*, 1892). John Norden, *Historical and Chrograophicall Description of Middlesex* (1593); *Essex* (1594); *Hertfordshire* (1598); *Description of Cornwall, Northampton* (c. 1610); *Norfolk* (c. 1611. *The Chorogragraphy of Norfolk*, ed. C. M. Hood, 1938), 各「地」MS. 及び「各」ノ「存在」ヲ「知」ル「事」ヲ「述」ベ「ル」コト「ナ」リ。

the Tudor Age, p. 147 *ets.* を参照されたい。

(3) ここにあげられた人々の他に John Selden を加えて、時の記録整理ならびに、職掌上記録整理に力を尽した人々が考えられるが、方法的に一步をすすめた人として、ラムバードおよびアガードがあげられるわけである。しかし、その進展段階については、十七世紀 John Selden のそれには及ばない。以上の事柄については、Mekisack (*supra*), Chap. IV を参照されたい。

(4) カムデンは、その著作 *Britannia* (1586) 及び *Annales Rerum Anglicarum et Hibernicarum Regnante Elizabetha* (1615) *The Historie of the most renowned and virtuous Princess Elizabeth, late queen of England* (1630) ならびに、多様な古事研究調査、中世年代記編纂等によって知られている。しかし、イギリス史の研究に関しては、*Britannia* がもっとも問題となるものであった。カムデン自身は少年時代から古事研究に親しんでいたのが、オックスフォードを終えて、二十四歳の折に、Second Master of Westminster School の職を得 (Head Master, 1593〜) した後、余暇を利し、地方調査をつづけ、地誌学的古事研究に力をそそいだ。*Britannia* は、一五七七年イギリスを訪れたオランダの地理学者 Abraham Ortelius によるイギリスの古事学的概観のかたちでカムデンの仕事をまとめよとする勸奨のもとに成立したものであった。カムデンは、リーランドによりつつも、ひろくイングランドを越えてほう大な分量にこの仕事をまとめあげたのであるが、その手法と扱いの範囲の広さについて批判も生じたことであった。しかし、ここで問題とすべきことは、カムデンが、その知的交流の点において、イギリスに限られることなく、とくに Pierre Pithou (1539—96) のフランスにおける中世研究者のグループに属せしめられると考えられることである。このグループは、フランス法史学史において、十六世紀後期のフランス古事研究・中世史研究を行なったとして知られている。カムデンについては、Kendrick, *British Antiquity*, p. 143 *ff.*; Mekisack (*supra*), p. 150 *ff.* 及び、フランス法史学史については、Kelley, D.R., *Foundations of Modern Historical Scholarship*, Chap. X, pp. 241—253 を参照。

(つづく)